

全国森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化
と森林の適切な管理の推進を求める意見書

平成 29 年度の与党税制改正大綱において、「2020 年度及び 2020 年度以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保」について講じる措置として、全国森林環境税（仮称）の創設に向けて、平成 30 年度税制改正において結論を得るとされている。

森林が多く所在する山村地域の市町村は、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減などの厳しい状況にあり、森林吸収源対策及び担い手育成等の山村対策に取り組むための恒久的・安定的な財源の強化は喫緊の課題である。

よって、本市議会は国に対し、市町村が持続的に森林整備を行うことができるよう全国森林環境税（仮称）の早急な創設の実現に向けて下記事項について強く求めるものである。

記

- 1 全国森林環境税（仮称）の創設に当たっては、地方公共団体の意見を十分に踏まえて制度設計するとともに、各県において独自に課税している森林環境税等との関係についても確実に調整を図ること。
- 2 全国森林環境税（仮称）の創設実現までの間においても、必要な施策を推進するための予算を十分に確保すること。
- 3 林業の成長産業化と森林の公益的機能発揮の両立を図る新たな森林の管理・経営スキームを検討すること。
- 4 本格的な利用期を迎えた我が国の森林について、新たな管理・経営のスキームの検討を進めるに当たっては、国産材の需要の創出・

拡大策を並行して推進していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月25日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣 あて

財務大臣

総務大臣

農林水産大臣

環境大臣

衆議院議長

参議院議長